

指定介護老人福祉施設 入居契約書

(特別養護老人ホーム 泉音の郷)

_____(以下「利用者」という)と、社会福祉法人愛泉会(以下「事業者」という。)は、利用者が指定介護老人福祉施設 泉音の郷(以下「泉音の郷」という。)において居室及び共用施設等を使用し、生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令の趣旨に基づき、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が継続したものになるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるよう介護福祉施設サービスの提供に万全を期すものとします。

2 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い市町村、地域包括支援センター、居宅支援事業者が利用者に対して実施するサービスの内容は、別紙「施設サービス計画書」に定めるとおりとします。

(契約の期間)

第2条 本契約の有効期間は、本契約が締結された日から要介護認定有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了以前に利用者が要介護認定状態区分の変更認定をうけ、要介護3以上の認定で有効期間満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

2 前項の契約満了日の60日前までに、利用者、身元引受人及び連帯保証人から書面による解約の申し出がない場合、この契約は自動的に延長されるものとします。

(施設サービス計画の決定・変更)

第3条 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、利用者、身元引受人及び連帯保証人に対して説明を行い、同意を得て決定し交付するものとします。

3 事業者は、要介護認定有効期間中6ヶ月毎に1回、もしくは利用者、身元引受人及び連帯保証人の要請に応じ、計画担当介護支援専門員に施設サービス計画の変更の必要の有無を調査させ、その結果、施設サービス計画の変更が必要であると認められた場合には、利用者、身元引受人及び連帯保証人と協議し、施設サービス計画を変更するものとします。

4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、利用者、身元引受人及び連帯保証人に対し書面を交付し、その内容について確認を得るものとします。

(介護保険給付対象サービス)

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、泉音の郷において利用者に対し入浴・排泄・食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

2 前項の費用額は「重要事項説明書」に記載した通りとします。

(その他介護給付サービス加算)

第5条 事業者は、その他介護給付サービスとして、加算するものとします。

2 加算項目・費用額については「重要事項説明書」に記載した通りとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

第6条 事業者は利用者、身元引受人及び連帯保証人との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- (1) 食事の提供に要する費用(食材費及び調理費用)
- (2) 居住の提供に要する費用(光熱水費及び室料)
- 2 前項のサービスの費用負担が必要なものについては、その利用料金を利用者、身元引受人及び連帯保証人等が負担するものとします。
- 3 前項の費用の額は「重要事項説明書」に記載した通りとします。
- 4 事業者は第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者、身元引受人及び連帯保証人に対してもわかりやすく説明するものとします。

(サービス利用料金の支払い)

第7条 利用者、身元引受人及び連帯保証人は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から、介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担;通常はサービス利用料金の1割・2割・3割)を事業者を支払うものとします。但し、利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金を一旦支払うものとします。(要介護認定を受けた後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻される「償還払い」。)

- 2 第5条に定めるサービスについて、利用者、身元引受人及び連帯保証人は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前2項の他、利用者、身元引受人及び連帯保証人は、日常生活上必要となる諸費用(おむつ代を除く。)を事業者を支払うものとします。
- 4 前3項に定めるサービス利用料金は1ヶ月毎に計算し、利用者、身元引受人及び連帯保証人はこれを翌月25日までに事業者が指定する方法により支払うものとします。
- 5 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数等に基づいて計算した金額とします。

(利用料金の変更)

第8条 利用者の要介護状態の区分に変更があった場合は、「重要事項説明書」に記載された額に変更することとします。

- 2 利用者の経済的事情の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
- 3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
- 5 前1項から前4項までの変更があった場合は、利用者、身元引受人及び連帯保証人へ事前に通知するものとします。
- 6 利用者、身元引受人及び連帯保証人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができるものとします。

(事業者及び泉音の郷のサービス従事者の義務)

第9条 事業者及び泉音の郷のサービス従事者(以下「サービス従事者」という。)は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、利用者の体調・健康状態から見て必要な場合は、医師又は看護師と連携し、利用者、身元引受人及び連帯保証人からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対し、定期的な訓練・救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために、緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束等の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者が利用者に対し、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する

場合は、利用者に対し事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、かつ、事前又は事後速やかに家族に対し、利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し同意を得た上で行うものとします。但し、利用者の行動を制限した場合には、介護サービス記録に次の各号を記載します。

- 一 利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施期間。
 - 二 前項に基づく事業者の利用者に対する説明の時期及び内容、そのやりとりの概要。
- 6 事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の援助を行うものとします。
- 7 事業者は、利用者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し利用者、身元引受人及び連帯保証人の請求に応じて、これを閲覧させ、求めに応じて複写物を交付するものとします。

(守秘義務)

- 第10条 事業者及びサービス従事者は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た利用者、身元引受人及び連帯保証人に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。また本契約が終了した後も同様とします。
- 2 事業者は、利用者、身元引受人及び連帯保証人の同意を得た場合、医療上、緊急の必要性がある場合、医療機関等に契約者に関する心身等の状況を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第19条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合、利用者に関する情報を第三者に提供する必要がある場合には、あらかじめ文書において利用者、身元引受人及び連帯保証人の同意を得るものとします。

(利用者の施設利用上の注意事務)

- 第11条 利用者は居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。
- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められた場合、事業者又はサービス従事者が居室内に立ち入り、また必要な措置をとることを是認するものとします。但し、その場合において事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行うものとします。
- 3 利用者・身元引受人及び連帯保証人は、泉音の郷の施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合、自己の費用により原状に復するか又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合、事業者は、利用者、身元引受人及び連帯保証人と協議し、居室又は共用施設・設備、備品の利用方法を決定するものとします。

(利用者のサービス利用にあたっての留意事項)

- 第12条 利用者のサービス利用にあたっての主な留意事項は次の各号とし、その他の留意事項は重要事項説明書に定めるとおりとします。
- 一 喫煙は、所定の場所において行うものとします。
 - 二 サービス従事者又は他の利用者等に対し、ハラスメントその他の迷惑行為、宗教活動、政治活動及び営利活動等を行わないものとします。
 - 三 事業者が認める物品等以外は持ち込まないものとします。

(損害賠償責任)

- 第13条 事業者は、本契約の実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により利用者が生じた損害について賠償する責任を負うものとし、第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の心身の状況を斟酌して相当と認められた場合には、損害賠償を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第 14 条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わないものとし、特に、次の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れるものとします。

- 一 利用者・身元引受人及び連帯保証人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因し損害が発生した場合。
- 二 利用者・身元引受人及び連帯保証人が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- 四 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第 15 条 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由により、サービスの実施が困難となった場合には、利用者に対して当該サービスを提供する義務を負わないものとします。

- 2 前項の場合、事業者は利用者に対して、既に実施したサービスについて所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1 ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第 7 条第 5 項の規定を準用します。

(契約の終了)

第 16 条 次の各号に該当する場合には、本契約は終了するものとします。

- 一 利用者が死亡した場合。
- 二 要介護認定により、利用者の心身の状況が自立又は要支援又は要介護 3 未満と認定された場合。
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又は止むを得ない事由により泉音の郷を閉鎖した場合。
- 四 泉音の郷の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能となった場合。
- 五 泉音の郷が、介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- 六 第 16 条から第 18 条までに基づき本契約が解約又は解除された場合。

(利用者からの途中解約等)

第 17 条 利用者、身元引受人及び連帯保証人は、契約終了を希望する日の 14 日前までに事業者へに通知することにより、本契約の有効期間中、本契約を解約することができるものとします。

- 2 身元引受人及び連帯保証人は、第 8 条第 6 項の場合及び利用者が入院した場合、本契約を即時に解約できるものとします。
- 3 利用者、身元引受人及び連帯保証人が、第 1 項に定める通知を行わずに居室から退去した場合、事業者が利用者、身元引受人及び連帯保証人の解約の意思を知った日をもって契約は解約されたものとします。
- 4 第 7 条第 5 項の規定は、本条に準用するものとします。

(利用者からの契約解除)

第 18 条 利用者、身元引受人及び連帯保証人は、事業者もしくはサービス従事者が次の各号に該当する行為を行った場合、本契約を解除できるものとします。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- 二 事業者もしくはサービス従事者が、第 9 条の規定に違反した場合。

- 三 事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失により契約者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合。
- 四 他の利用者が、利用者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者もしくはサービス従事者が適切な対応をとらない場合。

(事業者からの契約解除)

第 19 条 事業者は、利用者が次の各号に該当する場合、本契約を解除することができるものとします。

- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- 二 利用者、身元引受人及び連帯保証人による、第 6 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払わない場合。
- 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者、もしくは他利用者の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等により、本契約を継続しがたい重大な事情が生じさせた場合。
- 四 利用者が、連続して 3 ヶ月を超えて病院に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
- 五 利用者の病状が低下し、介護老人保健施設又は、介護療養型医療施設の入所が妥当と判断された場合

(契約の終了に伴う援助)

第 20 条 本契約が終了し、利用者が泉音の郷を退所する場合、前条に定める場合を除き、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な次に掲げる援助を、利用者に対して速やかに行うものとします。

- 一 病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介。
- 二 居宅介護支援事業所の紹介。
- 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供の紹介。

(利用者の入院に係る取り扱い)

第 21 条 利用者が病院に入院した場合、3 ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び泉音の郷に入居できるものとします。但し、入院時予定された退院日より早く退院した場合等において、退院時に泉音の郷の受け入れ準備が整っていない場合、併設されている短期入所生活介護の居室を利用するものとします。

- 2 利用者が病院に入院、6 日以内に退院した場合、利用者は別に定める重要事項・料金表に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付を差し引いた差額分(自己負担分)及び居住費(利用者が負担限度額対象の場合は重要事項に定める金額)を事業者へ支払うものとします。但し、入院期間が 6 日を超える場合、利用者、身元引受人及び連帯保証人は所定のサービス利用料金を支払う必要はないものとしますが、居住費に関して居室を開けておく場合に利用者、身元引受人及び連帯保証人は、重要事項説明書に定める所定の重要事項・料金表に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

(居室の明け渡し及び精算)

第 22 条 利用者は、第 16 条第 2 号から第 6 号までの各号に該当することにより本契約が終了した場合において、既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第 11 条第 3 項、その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。

- 2 利用者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合に、本来の契約終了日の翌日から、実際に居室が明け渡された日までの期間にかかる所定の料金を事業者へ支払うものとします。

- 3 利用者が、第 20 条に定める援助を希望する場合においては、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負わないものとする。
- 4 第 1 項の場合、1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については、第 7 条第 5 項を準用するものとします。

(残置物の引取り等)

- 第 23 条 利用者、身元引受人及び身元引受人は、本契約が終了した後、利用者の残置物がある場合に備えて、その残置物の引取人（以下「残置物引取人」という。）を定めることができるものとします。
- 2 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、利用者、身元引受人及び連帯保証人にその旨を連絡するものとします。
 - 3 利用者、身元引受人及び連帯保証人は、前項の連絡を受けた後 2 週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、利用者、身元引受人及び連帯保証人は、特段の事情がある場合、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨を連絡するものとします。
 - 4 事業者は、前項の但し書きの場合を除いて、利用者、身元引受人及び連帯保証人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても、残置物を引き取る義務を履行しない場合、当該残置物を利用者、身元引受人及び連帯保証人の負担とします。
 - 5 事業者は、引き取りが困難な場合は、利用者、の費用で利用者の残置物を処分できるものとし、その費用については、利用者、からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

(一時外泊)

- 第 24 条 利用者、は、事業者の同意を得た上で、1 ヶ月に 6 日を限度として外泊することができるものとします。この場合において、利用者及び身元引受人又は連帯保証人は外泊開始日の 7 日前までに事業者へ届け出るものとします。
- 2 前項に定める外泊期間中において、利用者、身元引受人及び連帯保証人は、別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担）及び居住費（利用者が負担限度額対象の場合は重要事項に定める金額）を事業者へ支払うものとします。

(身元引受人)

- 第 25 条 利用者は、契約に際し、利用者、身元引受人及び連帯保証人を含む第三者から、身元引受人を立てることとする。但し、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は施設長の判断によりこの限りではありません。
- 2 身元引受人は、次の各号の責任を負うものとします。
 - 一 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に行われるよう協力するものとします。
 - 二 契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めるものとします。
 - 三 利用者が、契約の有効期間中に心身喪失その他の事由により判断能力を失った場合、利用者の代理人を努めるものとします。
 - 四 利用者が死亡した場合、遺体等の引受けその他必要な措置をするものとします。
 - 3 身元引受人は、第 2 3 条に定める残置物の責任を負うものとします。

(連帯保証人)

- 第 26 条 連帯保証人は利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- 2 前項の負担は、極度額 60 万円を限度とします。
 - 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者が死亡又は利用料金を 3 ヶ月滞納したときに、確定するものとします。
 - 4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞無く、利用料等の

支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

(苦情処理)

第 27 条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者、身元引受人及び等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置し、適切に対応するものとします。

(協議事項)

第 28 条 本契約書に定めない事項について問題が生じた場合、事業者は介護保険法その他の諸法令の定めるところに従い、利用者、家族または身元引受人と誠意を持って協議するものとします。

本契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者等、事業者が記名押印の上、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

(利 用 者)

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申込みます。

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

(署名代筆者)

私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

利用者との関係（続柄） _____

(身元引受人)

私は、以上の契約につき説明受け、身元引受人及び連帯保証人としての責任について理解しました。

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

電話番号 _____ - _____

利用者との関係（続柄） _____

(連帯保証人)

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

電話番号 _____ - _____

利用者との関係（続柄） _____

(事 業 者)

本契約に定める義務を誠実に履行します。

住 所 宮城県仙台市泉区泉中央南 1 5 番地

事 業 者 名 社会福祉法人 愛 泉 会

代表者氏名 理事長 早 坂 明 ㊟